

## 公示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和7年（2025年）8月8日

収支等命令者

佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課 課長 上田裕介

### 1 業務内容

- (1) 委託業務名 世界海洋プラスチックプランニングセンター展示・体験ラボに係る  
展示設計・施工等業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 別紙「業務委託仕様書」による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年（2026年）3月13日（金曜日）まで
- (4) 履行場所 世界海洋プラスチックプランニングセンター  
（佐賀県唐津市鎮西町波戸）
- (5) 契約上限額 40,089千円（消費税及び地方消費税額を含む）

### 2 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることを要する。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

#### (1) 単独事業者の場合

- ア 過去、本業務と同種又は類似の業務について受託し完了した実績を有していること。
- イ 緊急の打合せ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。
- ウ 事業の目的達成のために必要な企画・立案・製作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- キ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ク 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。  
(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 複数事業者による共同事業者の場合
- ア 代表者（幹事者）を定めること。
  - イ 構成員のいずれかが（1）アの実績を満たしていること。
  - ウ 全ての構成員が、（1）イ～クの要件を満たしていること。
  - エ 全ての構成員は、他の共同事業者の構成員でないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

### 3 手続等に関する事項

(1) 担当部署 佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課

〒840-0570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59

電話番号：0952-25-7079 / FAX番号：0952-25-7783

電子メールアドレス：datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp

(2) 募集の方法

令和7年（2025年）8月8日（金曜日）から同9月1日（月曜日）まで佐賀県ホームページに本プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

(3) スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおり。

○県ホームページでの公募開始	令和7年（2025年）8月8日（金曜日）
○オリエンテーション参加申込書提出期限	令和7年（2025年）8月18日（月曜日）
○オリエンテーション（公募説明会）	令和7年（2025年）8月19日（火曜日）
○仕様書等への質問受付期限	令和7年（2025年）8月22日（金曜日）
○プロポーザル参加申込書等提出期限	令和7年（2025年）8月26日（火曜日）
○企画書等の提出期限	令和7年（2025年）9月1日（月曜日）
○プレゼンテーション・審査会	令和7年（2025年）9月4日（木曜日）
○委託業者決定	令和7年（2025年）9月11日（木曜日）

#### 4 オリエンテーション（公募説明会）の開催

(1) 日時 令和7年（2025年）8月19日（火曜日）14時から

(2) 場所 佐賀県庁本館1階 県民環境部部内会議室

(3) オリエンテーション参加申込み方法

ア 提出物 オリエンテーション参加申込書（任意様式） 1部

イ 提出期限 令和7年（2025年）8月18日（月曜日）16時まで

ウ 提出場所 佐賀県脱炭素社会推進課 あて

エ 提出方法 持参、郵送、FAX、メール（必着）

※FAX及びメールの場合は、送付後、提出した旨を連絡すること。

#### 5 仕様書等への質問

仕様書等に対する質問がある場合は、様式第1号「仕様書等に対する質問書」に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

(1) 受付期限 令和7年（2025年）8月22日（金曜日）16時まで（必着）

(2) 提出方法 メール

質問受付メールアドレス：datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp

(3) 回答方法 メールにて回答する。質問応答の内容に応じて、佐賀県ホームページに掲載する。

#### 6 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申請書に関係資料を添付の上、上記担当部署に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

(1) 提出物

ア 参加資格確認申請書（様式第2-1号又は2-2号） 1部

イ 共同事業体協定書（様式第2-3号） 1部 ※共同企業体の場合のみ

ウ 誓約書（様式第3号） 1部

エ 会社概要（パンフレットで可） 1部

オ 実績書（様式第4号） 1部

(2) 提出期限 令和7年（2025年）8月26日（火曜日）16時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) 参加資格の確認結果は、令和7年（2025年）8月29日（金曜日）までに通知する。

#### 7 提案書の提出

本プロポーザルの参加資格を得た者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出物

ア 提案書（任意様式） 8部及びPDFデータ

※提出書類はA4（ホチキス留め。図表等については、A3版の折込みも可）とし、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。

※制作動画の内容が分かる絵コンテ等の資料を添付すること。

イ 見積書（任意様式） 8部（うち7部は写しで可）及びPDFデータ

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

※見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(2) 内容

業務委託仕様書を踏まえて作成すること。

(3) 提出期限 令和7年（2025年）9月1日（月曜日）16時まで（必着）

(4) 提出場所 佐賀県民環境部脱炭素社会推進課 あて

(5) 提出方法 持参又は郵送

※PDFデータはメール送信でも構わない。

メールアドレス：datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(6) 留意点

ア 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書換え、差替え等は認めないものとします。但し、誤字等の軽微なものは除きます。

エ 県から提供する資料以外は、独自で入手等をしてください。

オ 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにしてください。

8 プレゼンテーションの開催

(1) 日時 令和7年（2025年）9月4日（木曜日）

※参加者毎の開始時間は別途連絡する。

(2) 場所 佐賀県庁本館1階 県民環境部部内会議室

(3) その他

ア プロジェクター及びスクリーンの使用を希望する場合は、県脱炭素社会推進課で用意するので前日までに担当者へ連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

イ ヒアリングの時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。ただし、本プロポーザルの参加資格を得た者の数に応じて、ヒアリングの時間を短縮する可能性がある。

9 評価に関する事項

(1) 評価基準は、別表「評価基準」のとおりとする。

(2) 評価基準に従い審査を行い、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。

- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。
- (4) 必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

## 10 結果の通知

令和7年(2025年)9月11日(木曜日)までに、書面により全ての参加者に対し通知する。

## 11 契約について

- (1) 最優秀提案者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 契約保証金
  - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
  - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
  - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
    - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。
    - (イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
    - (ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本業務委託で使用した写真・イラスト等を、県のホームページや他の印刷物などで使用する場合は、委託先と協議のうえ行なうこととする。
- (3) 情報漏えいの禁止

受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等のないように万全の注意を払うこと。また、個人情報の取扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (4) 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、発注者が指定する専門家や発注者と協力しながら、誠実に実施すること。また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり関連する法律等を遵守しなければならない。
- (5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(6) プロポーザル手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことが出来ないとき。

(7) 参加者に求められる義務

参加事業者は、提出した関係書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された書類については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

- (8) 本事業が原子力発電施設立地地域共生交付金を財源としたものであり、所管省庁との協議が整わない場合は、中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。  
なお、この場合において、本業務の準備のために要した費用については一切補償しないものとする。

13 問合せ先

佐賀県県民環境部脱炭素社会推進課 光枝  
〒840-0041 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59  
電話番号：0952-25-7079 / FAX番号：0952-25-7783  
電子メールアドレス：datsutansosuishin@pref.saga.lg.jp